

奈良県地域訓練協議会設置要綱

1 目的

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）その他の同法第 2 条に規定する特定求職者に対する職業訓練を実施するに当たり、全国職業訓練実施計画も踏まえ、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模に係る目標を確認するとともに、その達成に向け、訓練実施機関の開拓等に地域の関係者が連携して取り組むための検討の場として、奈良県地域訓練協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 名称

協議会の名称は、「奈良県地域訓練協議会」とする。

3 構成

(1) 協議会は、以下の有識者及び関係機関・団体等の代表者により構成する。

① 有識者

地域の職業訓練・人材開発に関する学識経験者

② 労使団体その他産業界関係者

一般社団法人 奈良経済産業協会

奈良県商工会議所連合会

奈良県商工会連合会

奈良県中小企業団体中央会

日本労働組合総連合会奈良県連合会

③ 教育・教育訓練機関等

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部

奈良県専修学校各種学校連合会

奈良県職業能力開発協会

一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会

(株式会社 ニチイ学館奈良支店)

④ 福祉関係

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

⑤ 地方公共団体

奈良県産業・観光・雇用振興部

奈良県文化・教育・くらし創造部 こども・女性局

奈良県教育委員会 事務局

⑥ 国

奈良労働局

- (2) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
(2) 会長は、会議の議長となり、議事を進行、整理する。
(3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(4) 会長の任期は、原則2年とする。

5 協議会の開催

協議会は、原則として年2回開催し、中央訓練協議会における議論を踏まえ開催する。

6 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 奈良県における公的職業訓練の訓練実施分野及び規模の設定に関すること。
(2) 訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関すること。
(3) 公的職業訓練の効果的な実施の推進に関すること
(4) その他必要な事項に関すること。

7 事務局

協議会の事務局は、奈良労働局職業安定部に置く。

8 その他

- (1) 協議会の議事については、別途、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
(2) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月25日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年10月30日から施行する。

この要綱は、平成30年11月8日から施行する。

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

この要綱は、令和3年10月29日から実施する。